

よどがわ市民生協のきまり「共同購入利用・支払規則」の改正について

【改正の理由】

1. 最近の事例として加入3ヵ月後に利用金額が急増し、お支払いが滞る(未済)ケースがあります。改正案では「3ヵ月以内の組合員」の制限を廃止するとともに、利用金額の上限を引き下げました。(第4条)
2. 最近の事例として1回目の引落ができない場合に、次回に高額の利用をされるケースがあります。このような場合に対応できるように改正しました。(第6条)
3. 今年度より未済金回収業務の委託先を債権管理会社から弁護士に変更したため追加しました。(第7条第3号)
4. その他、表現をより正確にしました。(第9条ほか)

(新)よどがわ市民生協のきまり「共同購入利用・支払規則」

【総則】
第1条 この規則は、大阪よどがわ市民生活協同組合(以下、「組合」という。)の組合員が、共同購入の「利用代金等の支払い」をおこなう際のルールを定めるものです。共同購入とは班共同購入と個人宅配を総称しています。

2 利用代金等は請求明細書にて組合員に通知します。但し、コープ共済と団体保険については、本規則の範囲外とし、当該商品の約款に基づく取り扱いとなります。

【共同購入の利用開始に際して】
第2条 共同購入の利用を希望する組合員は、「定款」および本「規則」を承諾の上で「預金口座振替依頼書」の提出を行って頂き、組合の承認をもって認められます。

2 組合員と口座名義人は、同一名義とします。組合員名義と異なった口座名義となる場合は、原則として同一世帯とみなされる者に限ります。

3 組合は共同購入の利用を希望する組合員に対して、運転免許証や健康保険証など、組合員が本人と確認できる書類の提出を求める事ができます。

4 組合員は、その届出事項に変更がある場合は、すみやかに組合に届け出るものとします。

5 組合員と同一世帯に属する者が、組合員のコードと氏名を使って商品を利用した代金は、組合員自らが利用したとして取り扱われることに異議ないものとします。

【利用代金等の支払方法】
第3条 「利用代金等」の支払いは、口座振替とします。共同購入配達時にお届けする「請求明細書」にて、請求金額と振替日を通知し、口座振替を行います。

2 口座振替の登録が手続中の場合、組合は振込による支払いを認めず、配達時に「コンビニエンスストア専用振込用紙」をお渡しし、入金期限までに振込んで頂きます。組合に加入してから6ヵ月経過して口座振替の手続きが完了しない場合は、ご注文の新たな受付を停止させていただきますことがあります。

4 一回の注文が5万円以上の場合や、組合が必要と認めた場合は、配達商品と引き換えに現金支払とする場合があります。

【利用限度額について】
第4条 共同購入の1回の利用金額の上限は2万5千円以内、5週間で利用できる合計金額を12万5千円とします。ただし、組合が認めた場合については、限度額を越えた利用を受け付ける事ができます。

【支払期日に支払いがなかった場合】
第5条 第3条1項(口座振替での支払方法)に該当する組合員が、残高不足等により一回目の支払期日に振替ができなかった場合は、組合は督促状にて組合員に通知し、次回の振替日までにまとめて振替ます。この時、事務手数料として100円を請求します。

2 連続して2回口座振替ができなかった場合、又は振替1回目でも10万円以上の額で口座振替ができなかった場合は、組合は督促状にて通知し、組合員は利用代金等を1ヵ月以内にコンビニエンスストアでの振込、または組合が指定する口座へ全額振込むこととします。この場合の振込手数料は組合員負担とします。この時、組合は、事務手数料100円を組合員に請求します。

3 第3条2項(振込での支払方法)に該当する組合員が、支払期日に入金がなかった場合は、組合は督促状にて通知し、組合員は利用代金等を1ヵ月以内にコンビニエンスストアでの振込、または組合が指定する口座へ全額振込むこととします。この場合の振込手数料は組合員負担とします。

【支払不履行による利用の停止について】
第6条 第5条2項・3項に該当する組合員に対して組合は、共同購入の注文の受付と注文書の発行を停止します。さらに組合が必要と認めた時は、注文受付済みの商品の配達を停止する事ができます。

2 第5条1項に該当する組合員のうち、組合が必要と認めたときは、共同購入の注文の受付と注文書の発行を停止し、また注文受付済の商品の配達を停止することがあります。

【支払が遅延した場合】
第7条 第5条2項・3項に該当する組合員は、組合に求められれば1週間以内に支払期日と支払金額を約した誓約書を組合に提出しなければなりません。尚、支払い方法については、組合が別途定める基準に従うものとします。

2 支払期日から1ヵ月以上経過しても支払いがなく、誓約書の提出がない場合や、誓約書に記載された期日に支払されない場合、組合はその状況に応じ以下の措置をとることができます。(1) 組合は、支払期日の1ヵ月後を起算日として年率14.6%(年365日の日割計算)の遅延損害金を請求します。尚、組合が必要と認めた場合は、遅延損害金の請求を一定期間据え置くことがあります。(2) 組合は、法的手続きを含めた措置をとることができます。尚、この場合の費用は組合員の負担とします。(3) 組合は、債権管理会社への回収業務の委託もしくは弁護士に委任ができるものとします。この場合、組合は債権管理会社及び弁護士に必要な情報を提供し、債権管理会社及び弁護士から必要な情報を受け取ることができます。(※③)(4) 督促しても支払いがない場合、組合の定款第12条に基づき、当該組合員を「除名」することができます。

【支払後の利用再開について】
第8条 未払金の完済によって利用再開した組合員が1年以内に再び未済により受注停止となった場合は、未払金を完済した場合であっても誓約書および連帯保証人をもって利用再開を認めます。

2 本条1項をもって利用再開した組合員がさらに商品代金の支払いがなく受注停止となった場合、組合が認めるまで共同購入での利用はできないものとします。

【管轄裁判所】
第9条 組合と組合員間の本支払規則に基づく法的処理に関する裁判及び調停の管轄は、組合本部所在地を合意管轄裁判所とします。

【付則】
第10条 この規則の改廃は、理事会が行います。
2 この規則は、2008年3月21日より施行します。
3 2012年2月10日改正

2012年度4月地区別総代会のご案内

第35回通常総代会(6月5日開催)にむけた事前討議の場として、総代会予定議案についての提案・討議をおこないます。

【主な内容】 2011年度事業・活動報告、決算報告について
2012年度事業・活動計画、予算案について

【開催会場・時間】 *時間はいずれも10:00~12:00

日程	行政区	会場
4月16日(月)	茨木	茨木クリエイティブセンター 研修室
4月17日(火)	吹田	北千里ディオス M1
4月18日(水)	東淀川	東淀川区民会館 第2会議室
4月19日(木)	摂津	安威川公民館 講座室
4月20日(金)	西淀川	エルモ西淀川 第4会議室
4月21日(土)	高槻	生涯学習センター 3階研修室
4月22日(日)	島本	ふれあいセンター 第1学習室
4月23日(月)	豊中	茨木クリエイティブセンター 204号室
4月24日(火)	箕面	とよなか国際交流センター 会議室2B
4月25日(水)	茨木	みのお市民活動センター
4月26日(木)	淀川	淀川区民センター 音楽室
4月27日(金)	池田	池田市民文化会館 小会議室2
4月28日(土)	豊能・能勢	未定(機関紙4月号にてお知らせします)
4月29日(日)	吹田	吹田さんくすホール 第4会議室
4月30日(月)	高槻	現代劇場 306号室
4月31日(火)	全体(吹田)	吹田さんくすホール 第4会議室

●総代でない方もご出席いただけます。資料などの準備がありますので、事前に下記組織部までお電話ください。

お問合せ・連絡先▶組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

文化グループ主催

ネクタイをリフォームして アクセサリー作り

開催日 4月20日(金) 10時~12時
開催場所 吹田市勤労者会館 第2研修室 (吹田市昭和町12-1) JR吹田東口徒歩3分、阪急吹田・相川駅より徒歩15分

参加費 400円 **定員** 20名 **持ち物** 裁縫箱(針・糸・はさみ・まちばり・チャコペン) 20cmぐらいのものさし

託児 あり。1歳以上のお子さんに限ります。
申し込み お申し込みは3面のおたより募集欄下の参加申し込み欄をご利用ください。
締め切り 4月6日(金)必着

※応募多数の場合、抽選となります。当落結果は4/10(火)~ハガキにてお知らせいたします。

お問い合わせ▶組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

Check! インフォメーション

組合員さんが参加できるイベント情報などをお知らせ
お問い合わせ 組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

2012年度「くらしのパートナー」

会議参加モニター募集

毎週配布される雑貨関係の冊子「くらしのパートナー」の2012年度モニターを募集します。今年度は会議参加モニター4名を募集します。雑貨に興味のある方、ご応募お待ちしております。

モニター期間 2012年6月~2013年5月まで1年間
募集人数 4名 ※希望により保育を実施します。(6月時点で満1歳以上)
募集条件 ●基本的に6回とも阪急南方駅近くにある、日生協関西支所での「懇談会」(開催時間=10:30~14:00)に出席できる方。(商品学習会、工場見学会は別)
●化粧品モニターも引き受けられること。
応募方法 お申し込みは3面のおたより募集欄下の参加申し込み欄をご利用ください。
応募締切 4月20日(金)まで (当落の結果は4/23(月)~ハガキにてお知らせします)

サークル活動募集!!

趣味や関心の合う人と楽しいサークルを作りませんか

サークルは、よどがわ市民生協の組合員3人からはじめられ、興味のあるテーマで自主的に活動を行える場です。生協からは活動場所(よどがわ市民生協本部)や活動費をサポートしています。お申し込みは組織部までお電話をください。その後登録手続きに「サークル説明会」へ出席していただきます。登録期間は1年単位となります。

2012年度のサークル説明会
開催日時 4月3日(火) 10時~12時
会場 吹田市勤労者会館 第1研修室 (吹田市昭和町12-1) JR吹田東口徒歩3分、阪急吹田・相川駅より徒歩15分

お申し込み・お問い合わせ▶組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

相談 弁護士による無料法律相談 4月7日(土) ※3月はお休みです

開催時間 10~13時
申し込み 開催日の前日(金曜日)午前中までにお電話で。
場所 よどがわ市民生協 (吹田市幸町4-1) 3階小会議室

お申し込み・お問い合わせ▶組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

図書カード 当たります

プレゼント★クイズ

締切:3月26日(月)必着
発表:本紙 320号

国連は2012年を何の年と決めましたか?
国際〇〇〇〇年

ヒントは1面の最初のところにあるよ!

クイズの答え・おたよりの郵送方法

右のキリトリ用紙を封筒に入れて郵送してください。
※この応募で得た個人情報、プレゼントの抽選と「わいわいポスト」や催事の連絡のみに使用します。

切手不要

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

〒564-8601 吹田市東山 4丁目 1番 1号
よどがわ市民生協 事務局

おたより募集

締切:3月26日(月)必着
発表:本紙 320号

本紙へのご意見・感想をお待ちしています。
(原文を短くして掲載することがあります。ご了承ください)
※生協・商品・配達に関するご意見もお寄せください。

クイズの答え 国際〇〇〇〇年

クイズ応募の方はご記入ください。

参加申し込み欄
申し込みされる方はご記入ください
※組合員の方が参加できます

お名前 _____
ペンネームご希望の方はこちらへ()

組合員	5
コード	請求明細書または出資証書をご覧ください

2012年6月~「くらしのパートナー」
2013年5月まで 会議参加モニター募集 (参加希望 年齢())

4月9日(月) 『ほのほの』傾聴講習会 大人()人

4月20日(金) ネクタイをリフォームしてアクセサリー作り 大人()人 託児()人()歳

※応募多数の場合は抽選となります。当落は3/28(水)~ハガキにてお知らせいたします。

お問い合わせ▶組織部 ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)

理事会だより

2011年度 第9回理事会(2/10開催報告)

■仲間づくり(1/20現在)

1月度純増	-181人
組合員総数	85,817人
組織率	8.9%

■損益の状況

	1月度(12/21~1/20)	累計(2011/3/21~2012/1/20)
供給高	実績額 104.8 予算比% 104.4	実績額 97億2,436万円 予算比% 101.7
店配・班配	10億9,027万円	104.8 104.4
店舗	2,028万円	108.5 104.8
合計	11億1,055万円	104.8 104.4
事業総剰余金	3億3,280万円	106.4 108.7
事業経費	2億6,260万円	98.8 102.4
経常剰余金	7,139万円	150.4 141.6
		1億6,578万円 256.6 444.4

※千円以下は切り捨てて表示しています。

審議事項

1. 決算見直しについて
2011年度決算の見直しを確認し、2012年度予算の考え方について討議しました。
2. 組合員組織機構について
2012年度の組合員組織機構について確認しました。
3. 第35回通常総代会について
6月5日(火)に開催する第35回通常総代会の出席目標と準備スケジュールなどについて確認しました。
4. 総代交流会及び4月地区別総代会開催要項について
2012年度総代会を対象に総代交流会を8会場開催することを確認しました。4月の地区別総代会の開催要項について確認しました。
5. 共同購入利用・支払い規則の改定について
規則の改定を確認しました。(3面参照)

主な報告事項

1. 前回理事会(1月13日)以降の主な活動報告
①東日本大震災関連報告
各種募金(義援金、遠野まごころネット募金、灯油募金)の状況、復興震災イベント「3.11.from KANSAI」への出展などについて報告しました。
②その他
日本生協連政策討論集会などの参加報告をしました。
2. 1月度経営・事業報告
決算、事業、商品検査などの状況を報告しました。総供給高・経常剰余金とも予算・前年実績を上回りました。
3. 店舗事業からの撤退について
閉店日(2月5日玉櫛店、2月9日南高浜店)までの取り組み、閉店に関するアンケートの返信状況、特徴的な組合員の声について報告しました。
4. 役員推薦委員会開催報告
1月13日~2月7日で開催した全地区理事、地域区理事、全地区監事の各推薦委員会の報告をしました。
5. その他
2月地区別総代会議の当日報告内容、平和募金などについて報告しました。

316号クイズの答え

高槻市 小松さん
高槻市 おんみちちゃん
茨木市 みたらしだんごさん
吹田市 りっくんママさん
淀川区 河合友子さん

「コープ」委員会

当選者
応募総数 69通 正解69通

傾聴講習会

よどがわくらしの助け合いの会 63

人のお話を聴くのは意外と難しいものです。傾聴のポイントを学んで「聞き上手」になりませんか?
ほのほの会員はもちろん、会員でなくても関心のある方ならご参加いただけます。

日時 4月9日(月) 午前10時~12時
場所 茨木クリエイティブセンター 202号室 (茨木市駅前4丁目6-16) ※JR茨木・阪急茨木市駅より徒歩12分
講師 傾聴ボランティア「コスモスの会」代表 奈良平 典子さん
募集人数 20名 ※託児はありません。 **締め切り** 3月26日(月)

お申し込み・お問い合わせ ▶ 関心のある方は、お気軽にお電話ください。
「ほのほの」事務局(組織部) ☎06-6319-5619 (月~金 9~17時)